

## 重要事項説明書

会社名	
TEL	
メール	@
代表者氏名	様

以下のように御社の社会保険合理化プランを実行するにあたり、実務上の注意事項を纏めましたので宜しくご精読の上ご理解下さいませ

この計画は厳密な日程管理と書類整備が前提となる計画で、万一手順を一つでも誤れば計画全体が否定されかねませんのでくれぐれもご注意下さい。

平成 年 月 日

公認会計士・税理士中川平八郎事務所  
所長 中川平八郎

Tel 06-6386-9839

[nakagawa@msi-supertoolbox.com](mailto:nakagawa@msi-supertoolbox.com)



社会保険労務コンサルティング事務所  
社会保険労務士 中西時彦

[nakanishi@cpa-nakagawa-office.com](mailto:nakanishi@cpa-nakagawa-office.com)



項目	作業内容
会社定款チェック	<p>会社では時々あまりにも昔のため定款が時々見当たらないときがありますのでこれを機会に整理して置きましょう</p> <p>まれに定款で取締役の報酬の限度額が決められている場合もあります</p>
会社登記簿謄本 (WEB)	<p>入手して役員登記などについて確認します</p>
株主総会議事録草案作成	<p>役員報酬の総額は株主総会で決められます</p> <p>今回の役員報酬の支払いは毎月同額の支払いではなく、賞与をとる方式に変更するため税務署に予め事前届け出をしなければなりません</p> <p><b>必ず支払い金額と、支払い時期を特定して定める必要があります。</b></p> <p>この決議が必要です、この草案をチェック致します</p> <p style="text-align: center;"><b>注意事項</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <b>株主名簿</b>は真実の形を整えているかを再確認しましょう、<u>株主名簿は株主一人ひとりの株式の取得と売却の歴史が記載された帳簿で、今一度内容を確認します</u> すでに相続が発生した場合や、退社して交際がとれた人がいないかチェックします <u>法人税申告の株主明細などは、ただのメモにすぎませんのご注意ください</u></li> <li>2. 株主総会を形式的な書類だけでおこなったようにしている中小企業が多いですが、<u>事前届出の実務は極めて厳密に形式が重んじられます</u> 正規の手順で株主総会が実際開かれたかどうかは、税務上争いになったとき問題外で一連の事前届出の役員報酬は否認されて会社の経費にならないでしょう、これは大きな不利益です、注意しましょう。</li> </ol>
取締役会草案作成	<p>上記の取り決めを株主総会は取締役会に委任するのが通常の形ですが</p> <p>その場合は<u>取締役会の議事録のチェックを行います。</u></p> <p>会社には概ね役員報酬指定を含んだ役員規定が定められていますこれら規定と見合わせて、不都合がないかをチェックしましょう、不都合があれば規定を見直しましょう。</p>

計画当事者のみの給与台帳 コピー	チェック	確認作業のみ	
前期決算書、法人税申告書	チェック	確認作業のみ	
新役員報酬の支払い時期と金額により最小の支払時期と金額のシミュレーション実施、報告書を作成			
新役員報酬の支払い時期と金額により社会保険料が最小になる支払時期と金額のシミュレーション実施、報告書を作成するため年金事務所へ役員の年金受給状況のチェックに当事務所のスタッフが委任状を貰って調査に行き下記の事項の回答を貰って来ます			
<p>① 現状の給与の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳未満の年金額と年金停止額</li> <li>● 65歳以上70歳までの年金額と年金停止額</li> <li>● 70歳以上の年金額と年金停止額</li> </ul> <p>② 変更した給与の</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 65歳未満の年金額と年金停止額</li> <li>● 65歳以上70歳までの年金額と年金停止額</li> <li>● 70歳以上の年金額と年金停止額</li> </ul> <p>これによって計画の実際の効果を役所のアウトプットした書面でご覧に入れられることが、このプロジェクトの効果を実行する会社が確認できて安心感を得られる最大のメリットを我々にもたらしめます！</p> <p>ただしそれほど状態がふくぎつでない場合は年金事務所への調査を省略します</p>			
<p>対 役所業務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>社会保険事務所</b> 年金事務所の調査に関する委任状が必要です 年金番号が必要ですが <u>プライバシーの保護のため同封の封筒で直接当事務所まで書留か直接お電話でお知らせください</u></li> <li>● <b>税務署</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 給与臨時改定の届け出</li> <li>● 賞与支払報告書提出</li> </ul> <p>役員給与に関する<b>事前届出書提出</b> 御社顧問税理士か代表者自身が作成提出します、ご依頼により当事務所が作成する場合があります</p>		
<p>プラン実施年度の個人の所得税、地方税などを試算して報告します 各月の給与が以前より少なくなる場合がありますので会社の資産状況などを参考として、どう資金繰りをするかのコンサルティングも行います</p>			

1年間の電話によるサポートも行います、ご担当の御社税理士先生にも説明を求められましたら当方スタッフがご説明させていただきます

## 注意事項

役員賞与支払いについて  
特に注意して下さい

1. 定款に定められた役員報酬内の金額かどうか
2. 株主総会が認めた役員報酬の金額以内か（総額）
3. 株主総会が認めた役員報酬の金額以内か（個別）
4. **事前届出のとおり支払われているか**  
時期  
金額
5. 役員報酬、給与の名目でないものであっても、税務上役員給与とされるような支払いは注意しなければなりません  
例えば 渡切交際費  
生命保険料で役員給与とされる金額  
毎月売り上げを除外するような脱法金額  
それぞれ担当税務署に事前に確認してから事前届出（各役員ごと）をいたしますので、必ずお知らせ下さい

### ① 役員給与のうち

#### ① 定期同額給与

支給時期が1月以下の一定の期間ごとである給与で  
支給額が同額であるもの

#### ② 事前確定届出給与

その役員職務に就き所定の時期に確定額を支払う  
旨の定めに基づいて支給する給与事前とはその給与  
にかかる職務執行の開始の日と会計期間開始の日から  
3月を経過する日のいずれか早い日

#### ③ 利益連動給与

中小零細企業は例外

形式的にすべて

この3方式以外で支払れた役員給与は全て会社の損金には認められないとしている。

この方式の給与支払いは給与の減額が前提のため以下のような役員は該当しませんのでお気をつけてください

- ① 社宅を会社から借りて家賃を払っている場合
- ② 生命保険料を会社が払っている（給与になります）
- ③ 複数の他の社会保険適用会社から給料をもらっている

	<b>場合で調整が難しい場合</b>
<p>担当税務署に事前届出の時期</p>	<p><u>決算承認の株主総会終了から30日以内に提出します</u>            9月決算であれば、ほぼ11月初めに提出し（株主総会決議は10月31日として）            実際に変更後の給料はそれに基づき12月から変更後の給料額を支払います。<u>（そのよう時期を検討後、事前届出をします）</u>            この3ヶ月後に給与の臨時改定の届け出をいたしますのでほぼ3月から効果が得られることとなります            翌年からは継続してその節減効果を受けることができます。この3ヶ月は給与額が減って社会保険料などは前と同じですから個人の資金繰りは苦しくなります。            この切り替え時の若干の時間は辛抱の期間です。</p>
<p>役員給与の損金算入是認</p>	<p>株主総会及び取締役会での各人ごとの支払い月とその金額が明確に記載されていることが大前提です、何故ならばそのような支給方法と金額が確定していれば、それは所謂確定債務として債務が確定された期の損金になります。これらを厳しくチェックして適正化プランを実行します。            一日でも間違えば、その役員給与は会社の経費にならないので最大の注意が必要です            賞与の支払いは金額も多いので特にきをつけましょう</p>
<p>決算期の再検討について</p>	<p>以上のように株主総会を終えてから1ヶ月以内に税務署に事前届を提出、翌月から給与を改定し、3ヶ月後に社会保険事務所に報酬の臨時改定の届出ををして翌月から社会保険料の減少と年金の回復がありますので            企画してから当初は数か月かかるのが普通ですから、最短時間を睨みながら作業をします。            場合によれば、決算期の変更もこの際考えて見たらどうでしょう、<u>ただ短い期間の決算が必要となります。</u></p>
<p>役員退職金規定の整備</p>	<p>役員退職金規定を見直すか、改めて作成整備いたしましょう、このスキームでは毎月の役員給与をできるだけ減らすことが前提となっています。            そのため従来役員退職金を退職時の給与に勤続年数を掛けてさらに功績倍率を掛けた金額などの定めがしてある規定が多くありましたが              退職時の給与のところを退職時の年俸などと置き換えて</p>

	規定を修正する必要があります。		
株主総会、取締役会の開催について	<p>正規の手続きを経ないで開催された、株主総会の決議については無効とされています、たとえ零細中小企業の場合でも同様です。そのような場合は当然このスキームの役員給与のその期の経費算入が出来ませんのでご注意ください</p> <p>中小零細企業では特に株式譲渡制限故規定が定款にある会社はいろいろ総会や取締役会についても簡易規定があります これらを当事務所では会社の事情に合わせて指導いたします。</p>		
<p>削減される社会保険料と停止されている年金の回復及びそれらの変化による所得税、及び会社の法人税等の増加もすべて考慮に入れて左のようにほぼ正確に近い効果あります。</p>	現在の月給与の額 円	社会保険料の減少、及び年金回復 円	60歳未満は別個報告書 社会保険料のみ
<p>上記のように大きな効果があります</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 税引き後の金額であること</li> <li>2. 毎年同額のメリットがあること</li> <li>3. 月給与の額が非常に多い金額、や少額の場合には効果が期待出来ない場合がありますのでご注意ください 全て概算値を当社システムがシミュレートいたします。</li> </ol>			
依頼されるコンサルタントについて	<p>ほぼ手続きと注意点は以上のようなものですからコンサルタントを頼まずに自分でやったり、顧問税理士事務所や社会保険事務所に依頼されたりする場合もあるでしょう</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>イロイロな仕組みが重なり合って成り立つ業務であることと、一つの要素が規定から外れた場合などは悪ければ全体が否定されるケースにもなるかもしれないリスクもあります。</b></li> <li>● <b>税理士単独でも不足、社会保険労務士でも単独は出来ません、危険です。</b> <b>なぜか税理士はこれを積極的に進めない傾向があるといわれています！</b></li> <li>● <b>社会保険労務士はこれに関する税務が複雑なため、これを避けるか、触りません</b></li> <li>● <b>当事務所は税理士、公認会計士、社会保険労務士が</b></li> </ul>		

一体となった組織です。



業務の請負の見積もりは、上記一切の作業を通して  
一律 500,000 円です (税別)  
関与先別途特別価格

支払い時期はプロジェクトお申込み時調査費として  
20,000 円  
社会保険事務所に給与の臨時改定届出を提出した翌月末  
残高

このようなイビツな給与支払いを前提としたスキームは  
いつまで続くことは考えられないので  
一日でも早い実施を計画しましょう

ご依頼と同時に実施スケジュールを立てます！